

長 建 協 発 第 2 1 号
平成 2 8 年 4 月 1 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「監理技術者制度運用マニュアル」の解釈の明確化について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省では、昨今の技術者をとりまく環境の変化を踏まえ、継続雇用制度の適用を受けている者について、下記のとおり「監理技術者制度運用マニュアル」の解釈を明確化いたしました。

つきましては、全建を通じ同省土地・建設産業局建設業課より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

記

1. 主任技術者又は監理技術者の恒常的な雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアル 二―四(3)」に定められているところであるが、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。